⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 19 March 2013

⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ikuo Okuwaki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑸　Language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑹　Contact point for tender documentation : Contract team, Corporate Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 25 年１月 15 日

独立行政法人産業技術総合研究所調達室長

五十嵐直幸

◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08

１　建設工事の工種及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分

⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する28種類

⑵　測量・建設コンサルタント等　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務

２　申請の時期　定期の申請時期は、平成25年１月15日から平成25年１月31日までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。なお、上記期間後も随時受付を行うが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当研究所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という）は当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）からダウンロードすることにより入手できる。また、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する（ただし、休日を除く）

⑵　申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げるいずれかの場所に次の①、②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留（定期の申請は平成25年１月31日当日消印有効））により提出すること。

①　建設工事

一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第１号）

二　添付書類

イ　工事経歴書

ロ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する場合に限る。）

ハ　総合評定値通知書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するもので、申請日から直近のもの。ただし、平成24年国土交通省告示第523号（以下「改正告示」という。）による改正前の平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険及び㈡に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

ニ　建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１号に定める別記様式第１号（別表含む）で申請日の直近のもの。）

ホ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合に限る。）

ヘ　納税証明書（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

ト　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

②　測量・建設コンサルタント等

一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第３号）

二　添付書類

イ　測量等実績調書

ロ　技術者経歴書

ハ　登記事項証明書（法人の場合）、身元証明書（個人の場合）

ニ　登録証明書等又はその写し

ホ　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類。）

ヘ　納税証明書（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

ト　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

４　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者

⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後２年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者